

# こどもたちのために できること

～性被害を受けたこどもの理解と支援～

保護者のみなさん、  
こどもと関わりのある大人のみなさんへ

こどもへの性暴力は、身近な人でも  
気づきにくいものです。  
それでもみなさんにはできることが  
あります。

こどもが見せるSOSのサインに  
気づいてください。

そして、もし被害に気づいたら、  
適切に対応することが大切です。

ひとりで抱え込まずに、相談機関等の  
サポートを受け、あなた自身のところと  
からだにも気を配りながら、  
こどもの回復を支えてください。



より詳しく知りたい方は  
こちらをご覧ください  
内閣府ウェブサイト →



# こどもの性被害

こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で、こどもたちが被害にあっています。



## たとえば・・・

- 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた
- 抱きつかれた、キスされた
- 服を脱がされた
- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)を触られた
- 痴漢にあった
- 下着姿や裸の写真・動画を撮られた、送るように要求された

## 加害者は知らない人とは限りません

- よく知っている身近な大人から(先生、コーチ、親や親せきなど)
- 友達、きょうだいから
- 交際相手から
- インターネット(SNSやオンラインゲーム)で知り合った相手から



## こどもの被害は 身近な人でも気づきにくい

- 人目につかないところで行われている
- 性的な知識が少ないので、何をされているかわからない
- 家族や親しい人からの被害は、こども自身が隠そうとすることもある
- 優しくして信頼させ、加害を継続する「性的グルーミング」による被害もある

## 男の子も被害にあっています

男の子の場合、性的な「遊び」や「いたずら」と軽視されることがあります。ですが、心身の傷は深く、その後の成長に大きく影響を与えることもあります。性別を問わず、性暴力の被害にあう可能性があります。



## こどもはなかなか被害を打ち明けられません



被害にあったことを話すのが恥ずかしい

何をされたのかよく分からない

自分にも悪いところがあったかもしれない

大切な人を悲しませたくない

だれに、何を、どう伝えればいいのかわからない

加害者から口止めされたり、脅されていて話せない

話したら叱られるかもしれない

**周囲の大人が早期に気づくことが大切です**

# 性暴力被害を受けたときにこどもが見せるサイン

言葉にすることが難しいこどもたちは、トラウマ<sup>※</sup>の反応が心身の不調や問題行動として現れることがあります。特に、問題行動については、その背景にあるトラウマを理解することが重要です。

※心的外傷、心の傷のこと

## からだの変化

- 頻尿、夜尿 ●体調不良(頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など) ●不眠など(ひとりで眠れない、怖い夢を見る、夜更かし、朝起きられない、睡眠時に叫び声を上げるなど) ●性器の痛み、かゆみ ●食欲不振、過食

## こころの変化

- ふさぎこむ、元気がない、無気力 ●過剰に甘えようとする ●集中力の欠如 ●情緒不安定
- 周りの人が信じられない

## 行動面の変化

- 落ち着きのなさ ●物を壊す ●勉強に集中できない、学力不振 ●非行(飲酒、喫煙、家出など)
- 自傷行為、リストカット ●性的なことを避ける(性的忌避) ●人との距離が近い、不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す ●性的な言動や遊びをする、自分や人の性器を触る

## 被害を受けたこどもへの対応

- 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、こどもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。

- ・話を疑ったり否定しないでください。
- ・話したくないことは無理に聞き出さないようにしてください。
- ・話している途中で気分が悪くなったり、疲れたりしたら、休んでもいいよと伝えてください。

- こどもが必要なケアを受けられるようにしてください。

- ・こどもの安全を確保して、こどもの同意を得てから、からだに傷などがないか確認してください。
- ・被害直後の場合は、すぐに相談機関に連絡してください。  
(緊急避妊薬の処方、感染症検査、証拠採取等のため、医療機関の受診が必要となる場合があります。)

### 「記憶の汚染」を知っていますか

### こどもに聞きすぎないでください

繰り返し同じ話を聞くなど、こどもに聞きすぎることがこどもの記憶に影響してしまう場合があります。なるべく早く警察、児童相談所、ワンストップ支援センターなどの専門機関や専門家に相談してください。

## 保護者や大人のみなさんへ

／ あなた自身のこころとからだにも気を配り、無理をしないでください ／

## 日頃からできること

幼児期から次のことを伝えてください。

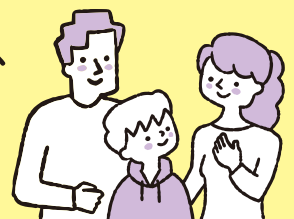
- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)は見せない・触らせない
- 相手のプライベートゾーンを見ない、触らない
- イヤな触られ方をされそうなときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいい
- イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する
- 自分は大切に扱われるべき存在で、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること

学校では、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」を行っています。幼児期や小学生向けの動画教材などがあり、ご家庭でも活用いただけます。

文部科学省  
ウェブサイト



- こどもの異変やSOSに気付けるような関係・環境をつくるために、日頃からコミュニケーションをとり、こどもの気持ちをよく聞いてください。



相談先一覧

秘密は守ります。安心して相談してください。

## 電話で相談

はやくワンストップ

性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター

#8891

ワンストップ支援センターで受けられる支援



相談



医療的支援



心理的支援



同行支援



法的支援



関係機関と  
連携した支援

性犯罪被害  
相談電話(警察)

ハートさん

#8103

児童相談所

いちはやく

189

## SNSで相談

性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」



チャットでお話を伺います。年齢・性別を問いません。匿名で相談できます。  
メールや外国語でも相談を受け付けます。



親子のための相談LINE

親子のための相談LINE 検索



性犯罪の法律が変わりました  
法務省ウェブサイト →



本パンフレットは、専門家や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの関係者の意見等をもとに、内閣府男女共同参画局とこども家庭庁が作成したものです。



内閣府  
男女共同  
参画局

こどもまんなか  
こども家庭庁